



豊川市社会福祉協議会

地域福祉活動費助成事業

～みんなで作る支えあいのまち～

そんなまちづくりをテーマに活動をしている
団体に、豊川市社会福祉協議会から

5万円

 (上限)

助成します！ ※詳細は裏面参照

みんなの活動、
応援したい……



申請団体大募集!!

募集期間 平成30年5月30日(水)まで

この助成事業は、「赤い羽根共同募金」の配分金の一部を財
源に実施します。



1 助成金額について

1 団体につき、5万円を上限として交付します。

ただし、事業の内容や全体の助成対象件数などの事由により、減額する場合があります。

2 助成申請することができる団体について

助成金以外の財源があり、豊川市内で活動する非営利団体で、以下の要件を全て満たす団体が申請することができます。

(1) 団体設立後、1年以上の活動実績がある団体

※基準日は平成30年5月1日現在とします。

(2) その活動が宗教・政治に関するものでないこと

(3) 助成金対象事業について、国、県、市及び社会福祉協議会等から、当該年度助成を受けない団体であること。

(4) 会則、規約等が定めてあること。

3 助成を受けることのできる事業

豊川市内において、地域福祉推進の観点から「みんなでつくる支えあいのまち」を目指す次の事業とする。

(1) 地域福祉の向上に繋がる事業

(2) 住民の福祉意識を高める先駆的事业

(3) 活動の発展のために必要な資機材を購入する事業

また上の条件を満たしていても、下記の点に注意してください。

平成31年3月29日(金)までに完了する単年度事業であること。

また、同一事業に対する助成は各団体で通算3回までとします。

会員の互助やそれに類する事業(例えば、飲食費等)、また光熱費など団体の経常運営にかかる経費に対しては本助成を受けることはできません。

4 助成決定方法

第一次審査：書類選考(通過団体には、後日第二次審査案内文書をお送りします)

第二次審査：公開プレゼンテーション ※6月16日(土)開催予定

5 申請書類提出締切(申請書は下記ホームページよりダウンロードできます。)

平成30年5月30日(水)まで

申請書書式は、ウィズ豊川1階事務所窓口に置いてあるほか、下記ホームページよりダウンロードすることも可能です。

(ホームページURL) <http://www.toyokawa-shakyo.or.jp>

6 提出先(連絡先)

豊川市社会福祉協議会 地域福祉課 地域福祉係 担当 岩本・岡西

豊川市諏訪3丁目242番地(豊川市社会福祉会館「ウィズ豊川内」)

TEL: 83-5211 FAX: 89-0662

